

山梨県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る基本方針

学校名	支援対象	支援内容	支援地域
盲学校	視覚障害者	①視覚障害者に係る支援	県下全域
	連携会議	②視覚障害専門部特別支援連携会議の運営	
ろう学校	聴覚障害者	①聴覚障害者に係る支援	県下全域
	連携会議	②聴覚障害専門部特別支援連携会議の運営	
甲府 支援学校	肢体不自由者	①肢体不自由者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、 中央市及び昭和町
	病弱・身体虚弱者	②病弱対象高等部入学希望者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、 中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町、 身延町、早川町及び南部町
	連携会議	③肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営 ④病弱専門部特別支援連携会議の運営協力	
あけぼの 支援学校	肢体不自由者	①肢体不自由者に係る支援	斐崎市、南アルプス市及び北杜市
	病弱・身体虚弱者	②病弱対象高等部入学希望者に係る支援	ただし、あけぼの医療福祉センターで加療 する者については、県下全域
	連携会議	③肢体不自由専門部特別支援連携会議の共同運営 ④病弱専門部特別支援連携会議の運営協力	斐崎市、南アルプス市及び北杜市
わかば 支援学校	知的障害者 発達障害者 言語障害者	①知的障害者及び発達障害者に係る支援 ②言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	斐崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中 央市及び昭和町 (言語障害は、富士川町を加える。)
	連携会議	③北部地区特別支援支援連携会議の運営	
同 ふじかわ分校	知的障害者 肢体不自由者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由及び発達障害者に係る支援	市川三郷町、富士川町、身延町、早川町及 び南部町
	連携会議	②南部地区特別支援連携会議の運営 ③肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力	
やまびこ 支援学校	知的障害者 肢体不自由者 病弱・身体虚弱者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び発達障害者に係る支援 ②病弱対象高等部入学希望者に係る支援	都留市、大月市、上野原市、小菅村、丹波 山村及び道志村
	連携会議	③東部地区特別支援連携会議の運営 ④肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力 ⑤病弱専門部特別支援連携会議の運営協力	
ふじざくら 支援学校	知的障害者 肢体不自由者 病弱・身体虚弱者 発達障害者	①知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び発達障害者に係る支援 ②病弱対象高等部入学希望者に係る支援	富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢 村、忍野村及び山中湖村
	連携会議	③富士北麓地区特別支援連携会議の運営 ④肢体不自由専門部特別支援連携会議の運営協力 ⑤病弱専門部特別支援連携会議の運営協力	
かえで 支援学校	知的障害者 発達障害者 言語障害者	①知的障害者及び発達障害者に係る支援 ②言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市 (言語障害は、都留市、大月市、上野原市、 富士吉田市を加える。)
	連携会議	③中部地区特別支援連携会議の運営	
富士見 支援学校	転学相談者及び 転出者	①中央病院加療中の病弱・身体虚弱者に係る支援 ②転学相談者に係る支援 ③転出者に係る支援(転出後3年間を目安)	県下全域
	連携会議	④病弱専門部特別支援連携会議の運営	
	病弱・身体虚弱者 発達障害の内の 二次障害者	⑤病弱・身体虚弱者及び発達障害の内の二次障害者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、 中央市及び昭和町
同 旭分校	転学相談者及び 転出者	①北病院加療中の病弱・身体虚弱者に係る支援 ②転学相談者に係る支援 ③転出者に係る支援(転出後3年間を目安)	県下全域
	連携会議	④病弱専門部特別支援連携会議の共同運営	
	病弱・身体虚弱者 発達障害の内の 二次障害者	⑤病弱・身体虚弱者及び発達障害の内の二次障害者に係る支援	北杜市、斐崎市、南アルプス市、市川三郷 町、富士川町、身延町、早川町及び南部町
桃花台学園	桃花台学園 入学希望者	①桃花台学園入学希望者に係る支援	県下全域
うぐいすの杜 学園	転入学相談者及び 転出者	①転入学相談者に係る支援 ②転出者に係る支援(転出後3年間を目安)	県下全域
	連携会議	③病弱専門部特別支援連携会議の共同運営	
	病弱・発達障害の 内の二次障害者	④病弱及び発達障害の内の二次障害者に係る支援	甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市、 中央市及び昭和町